

須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地球温暖化防止対策の一環として、市民への再生可能エネルギー等の普及を積極的に支援することにより、地球環境の負荷軽減を図ることを目的とし、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、市内に自ら所有し居住する住宅に新たに別表に定める住宅用再生可能エネルギー等システム（以下「再エネ等システム」という。）を設置した個人とする。

(補助条件及び補助金額)

第3条 補助条件及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、住宅への再エネ等システムの設置については、組合せを自由（重複可能）とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、再エネ等システムを設置した当該年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、それらの日の前日）までに、市長に申請しなければならない。この場合において、前年度に設置した補助対象再エネ等システムであって、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないものについても、同様とする。

3 補助金は、1世帯あたり1システムにつき1回限り交付するものとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書は、住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付申請書（第1号様式）とし、同条に定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅用再生可能エネルギー等システム設置事業概要内訳書（第2号様式）
- (2) 再エネ等システムの設置に係る経費内訳の確認ができる書類
- (3) 再エネ等システムの設置・施行に係る契約書及び設計書等の写し
- (4) 再エネ等システム設置に係る領収書の写し

- (5) 設置した再エネ等システムのカタログ（仕様・環境性能がわかるもの）
 - (6) 再エネ等システムの設置前後の状況を示す写真
 - (7) 市税等完納証明書（第3号様式）又はそれに準ずる書類
 - (8) 受給契約に関する契約確認書及び単線結線図の写し（太陽光発電システム設置の場合）
 - (9) 設置状況を示す図面（地中熱利用システム設置の場合）
- （実績報告）

第5条 規則第17条に規定する実績報告は、前条の規定による補助金の交付申請によってなされたものとみなす。

（額の確定）

第6条 規則第18条に規定する補助金額の確定は、規則第8条による補助金の交付決定によりなされたものとみなす。

（財産処分制限）

第7条 規則第23条第1項に規定する別に定める期間は、交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間とし、補助金交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、善良なる交付対象者の注意をもって管理し、対策を実施した住宅における再エネ対策等の用に供しなければならない。

2 前項に定める期間内において、天災地変その他交付対象者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときは、遅滞なく財産損傷・滅失届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（情報の提供）

第8条 市長は、交付対象者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱の廃止）

2 須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱（令和3年4月1日制定）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱による廃止前の須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金は、この要綱の規定により交付されたものとみなす。

4 令和4年度に設置した再エネ等システムについては、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金の額は、なお従前の例による。